

平成18年度大規模事業評価に係る評価の結果

宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業
に係る大規模事業評価 1ページ

宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価 . . . 18ページ

評 価 書

平成18年6月26日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業

2 事業の概要

別添資料1「事業の概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成18年 4月17日 条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成18年 4月19日 宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕に諮問

平成18年 4月24日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成18年 4月19日 条例第9条に基づく県民意見聴取

～ 5月 8日

平成18年 5月18日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第2回開催
（含む現地調査）

平成18年 6月 9日 宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕から答申

平成18年 6月26日 県の自己評価の確定、条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での調査審議、同部会からの答申及び県民意見聴取の結果を踏まえ、この事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細内容は別添資料2のとおり）。

なお、宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会からの答申内容についての検討結果は、次のとおりである。

(1) 事業予定地の騒音等の影響を考慮し、学校施設に適した環境となるよう十分に配慮すること。(規則第17条第1項第5号関連) [答申記1関係]

【県の検討結果】

○ 生徒の学習環境の整備及び周辺環境を考慮し、基本設計・実施設計等の策定、校舎等建設において、最大限の配慮をしていきたい。

(2) 事業予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、生徒の交通安全対策について十分に配慮すること。(規則第17条第1項第5号関連) [答申記2関係]

【県の検討結果】

○ 事業予定地における交通量や校舎等の配置を考えあわせながら対策を講じるとともに、生徒に対する交通安全指導の徹底を図っていきたい。

なお、答申前文で付言のあった「現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すこと。」については、新校舎へ移るまでの期間、現校舎の維持・保全に万全を期すことはもとより、災害時の発生に備えた避難訓練等について、生徒や教職員の意識を高めながら取り組んでいきたい。

事業の概要

事業の名称	宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に、両校は学校規模確保のため統合(普通科と看護科を併設)し、普通科については進学重視型の単位制高校として再編するものであるが、両校の現施設は老朽化が進んでおり、そのまま活用して再編することは困難であることから、校舎等を改築整備するものである。 <p>また、白石高校の敷地は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であり、白石女子高校も包蔵地に隣接する場所であることから、建物の増改築等に際しては、事前の調査を要し容易に校舎等の増改築を行うことができない状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、校舎等を白石高校第二グラウンド及び益岡公園駐車場並びにテニスコート敷地内に改築し、完成後両校の既存校舎等を解体するものである。 <p><対象校の現況> (H18.4.1現在)</p> <p>【白石高校】</p> <p>設置：昭和22年 所在地：白石市益岡町2-7</p> <p>全日制課程 普通科 12学級 生徒数454名 1学年-144名(4学級) 2学年-149名(4学級) 3学年-161名(4学級)</p> <p>定時制課程(夜間) 普通科 4学級 生徒数50名 1学年-12名(1学級) 2学年-14名(1学級) 3学年-13名(1学級) 4学年-11名(1学級)</p> <p>職員数63名 施設の規模：2~4階建校舎 5,593㎡ 鉄筋コンクリート造 築40年(耐用年数47年) 《附属資料9：現在校配置図》</p> <p>※白石高校七ヶ宿校(分校)</p> <p>定時制課程(昼間) 普通科 3学級 生徒数40名 1学年-11名(1学級) 2学年-9名(1学級) 3学年-20名(1学級)</p> <p>【白石女子高校】</p> <p>設置：昭和23年 所在地：白石市沢端町7-5</p> <p>全日制課程 普通科 13学級 生徒数503名 1学年-154名(4学級) 2学年-163名(4学級)</p>

3学年－186名（5学級）

全日制課程 看護科 3学級（平成14年度新設）

生徒数118名 1学年－40名（1学級）

2学年－38名（1学級）

3学年－40名（1学級）

専攻科 2学級（平成17年度新設）

生徒数72名 1学年－36名（1学級）

2学年－36名（1学級）

職員数111名

施設の規模：4階建校舎 8,614㎡

鉄筋コンクリート造 築42年（耐用年数47年）

《附属資料9：現在校配置図》

【上位計画との関連】

宮城県総合計画第Ⅱ期実施計画（平成15～17年度）

分野 3：ふるさと

基本方向 7：個人の夢や行動が尊重される社会の実現

政策 1：個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進

施策 1：特色ある学校づくり

個別事業：県立学校整備推進事業

事業計画の背景

【背景】

・平成7年の「魅力ある県立高校づくりの推進について（魅力ある県立高校づくり推進会議）」の第二次報告において、今後の県立学校のあり方について検討され、特色ある学校づくりに関する提言がなされた。

《附属資料1：魅力ある県立高校づくりの推進について（第二次報告）概要》

・平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」における「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進」では、単位制高校などの特色ある学科の設置を目指し、また、「男女共学化の推進」の中で、「男女別学校については、校舎の改築や学科改編、再編などを機に、対象校ごとに関係者の理解を得ながら、全て男女共学化を推進します。」とあり、これに基づいて県立高校については順次、特色ある学科の設置及び共学化を進めているところである。

《附属資料2：県立高校将来構想（概要版）》

《附属資料3：県立高校将来構想（抜粋）》

・同様に「県立高校将来構想」における「生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編」では、全日制高校の適正配置を概ね1学年6学級程度とし、それに満たない規模の学校については再編を進めることとし、平成16年3月に策定した「県立高校の後期の再編について」における「学校規模を確保するための再編」の中で、白石高校と白石女子高校を統合し活力ある高校を維持し展開していくこととしたものである。

《附属資料4：県立高校の後期の再編について（抜粋）》

・このような状況の中で、両校は平成22年度から統合し、普通科については進学重視型の単位制に、また、看護科については学年制で、従来通り、専攻科（2年間）を含む5年間の一貫した教育を進め、普通科と看護科の併設する男女共学校として再編することとしている。

・なお、白石高校の定時制課程については、大河原商業高校（定時制課程）への統合を予定している。

《附属資料5：県立高校の後期の再編について（抜粋）》

	<p>《附属資料6：県立高校の男女共学化開始時期について（記者発表資料）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している校舎については，教育環境の整備及び施設の安全管理の必要性から，建築後40年を目処に，各学校の施設実態を踏まえながら，順次，計画的に施設整備を進めているところである。 <p>《附属資料19：県立高等学校改築等相対比較表》</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の改善が図られることにより，普通科，看護科それぞれの教育の充実が図られ，特に普通科においては，単位制の特徴でもある選択科目に対応した少人数編成授業の実施や習熟度別学習による授業の実践など特色ある教育活動を行うことができ，単位制高校として一層の教育効果が期待できる。
これまでの取組状況	<p>平成 6年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第一次提言）</p> <p>平成 7年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第二次提言）</p> <p>平成 9年 みやぎ新時代教育ビジョン</p> <p>平成13年 県立高校将来構想</p> <p>平成16年 県立高校の後期の再編について</p> <p>平成16年 耐震診断の実施</p>
スケジュール(予定)	<p>平成18年度 行政評価委員会（大規模事業評価）</p> <p>平成18年度 基本設計・地質調査</p> <p>平成19年度 実施設計</p> <p>平成20～21年度 校舎等改築工事</p> <p>平成21～22年度 外構等整備</p> <p>平成22～23年度 グラウンド等整備</p> <p>供用開始予定 平成22年4月</p>

事業内容		
用地関係	予 定 地	<p>①白石市八幡町9及び10地内 （白石高第2グラウンド）</p> <p>②白石市八幡町8 （益岡公園駐車場）</p> <p>《附属資料7：位置図》</p>
	用地確保の状況	<p>①用地の確保 済・未 造成面積 m² 県有地・民有地買上・民有地借り上げ</p> <p>②用地の確保 済・未 造成面積 m² 県有地・民有地買上・市有地借り上げ</p>
	敷地面積	①18,001m ² ②9,447m ² 計 27,448m ²
	規制の状況	<p>① 規制区域 なし 用 途 指定なし</p>

		建ぺい率 70% 容積率 200% その他 建築基準法第22条指定区域 ② 規制区域 なし 用途 都市公園 建ぺい率 容積率 その他
建設関係	事業規模	延べ床面積 校舎 12,977㎡ 屋内運動場 1,810㎡ 構造 鉄筋コンクリート造 整備される主な施設 校舎, 屋内運動場, 柔剣道場, 弓道場, 水泳プール テニスコート

事業費 《附属資料8：施設整備概要》	
初期建設費 A	調査費（地質調査費） 19百万円 設計費 117百万円 建設費 4,321百万円 その他（工事管理費等） 59百万円 合計 4,516百万円
	【財源内訳】 国庫 44百万円 起債 3,478百万円 一般財源 994百万円 合計 4,516百万円
維持管理費 B	40年間の維持管理費の累計 3,346百万円 <建設後の施設の利用を平成22年～平成62年の40年間と想定> 人的経費 440百万円 修繕・補修関係経費 1,581百万円 運営・管理経費 1,325百万円 合計 3,346百万円
	【財源内訳】 起債 1,467百万円 一般財源 1,879百万円 合計 3,346百万円
総事業費 A+B	7,862百万円

(参考)

予 算 コ ー ド	10款：教育費 01項：教育総務費 04目：教育指導費
第Ⅱ期実施計画施策体系コード	3-7-1-1

評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価の結果は、次のとおりである。

1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【両校を統合する必要性】

- ・平成22年度に進学重視型の単位制と県内唯一の看護科を兼ね備えた統合校(男女共学)として再編するための適切な教育環境を整備するために必要な事業である。
- ・県全体として少子化による生徒数の減少が見込まれ、白石高校では平成16年度から、白石女子高校では平成17年度から、それぞれ募集定員を従来よりも40名(1学級)減らしたものであるが、なおも南部地区では生徒数の減少が見込まれ、両校の学級数を維持することは困難になると予想されることから、将来的に、活力ある教育活動を展開し多様な進路希望に対応するため、両校を統合することが必要である。

《附属資料10：全県中学校卒業（見込）者数の推移（平成13～32年度）》

《附属資料11：南部地区の中学校卒業（見込）者数の推移（平成13～32年度）》

《附属資料12：全日制公立高校の地区別学校規模（平成18年度募集定員）》

《附属資料13：県立高校の通学区域に関する規則》

- ・白石高校、白石女子高校はともに、百年余に及ぶ伝統と南部地区の拠点校として中心的な役割を担ってきており、統合校の通学上の利便性及び伝統校としての様々な実績、平成22年度からの進学重視型の単位制と県内唯一の看護科を兼ね備えた統合校への再編等から判断した場合、統合校として存続させる必要がある。

《附属資料14：白石高校・白石女子高校 学校要覧（抜粋）》

【当該校を単位制にする必要性】

- ・単位制とは、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められるシステムで、昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制課程においても設置が可能となっている。全日制課程における単位制高校の導入は、生徒の個に応じた教育を推進するため、生徒の選択幅を拡大することを趣旨としている。

《附属資料15：単位制高校について》

- ・近年では、選択できる科目を進学を意識した5教科7科目に重点を置く「進学重視型の単位制高校」が誕生し実績を上げていることから、進学校として位置づけられている両校の伝統を引き継ぐ統合校においても、このような制度の導入が必要と考える。

〔白石高校〕（全日制・定時制）

施設の規模：2～4階建校舎 5,593㎡

利用状況：生徒数504名、職員数63名（H18.4.1現在）

耐用年数：鉄筋コンクリート造り 47年（築40年）

〔白石女子高校〕（普通科・看護科・専攻科）

施設の規模：4階建校舎 8,614㎡

利用状況：生徒数693名、職員数111名（H18.4.1現在）

耐用年数：鉄筋コンクリート造り 47年（築42年）

2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

- ・ 県立学校は、学校教育法第2条に基づき県が設置運営している施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。
- ・ 構造改革特区の認定により、学校法人以外のNPO及び株式会社による幼稚園及び高等学校設立は可能であるが、教育施策を推進していく中で、特区の申請により民間等を活用する状況にはないことから、県立学校としての整備を図るものである。
- ・ 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場であり、全ての県民が対象となり、また、便益も特定の県民に限定されるものではないものと考えている。

3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

【平成22年度開校の妥当性】

- ・ 98%を超える高校進学率、少子化による生徒数減少、高校生に興味・関心の多様化など、本県の高校教育を取り巻く環境は大きく変化している。このような時代の変化を捉えた魅力と活力ある高校づくりを目指し、本県では平成13年3月に「県立高校将来構想」(平成13年度～平成22年度)を策定している。

《附属資料2：県立高校将来構想(概要版)》

- ・ 具体的には、中学校卒業生数が、平成22年度まで、今までに例を見ないような急激な減少を続け、平成22年度からは、緩やかな減少へと移行することに伴って、中学校卒業生数がある程度安定的に見込むことができる平成22年度を目途として、「県立高校将来構想」を策定している。

《附属資料16：県立高校将来構想(抜粋)－中学校卒業生数及び高校進学者数の推移(宮城県)》

- ・ 男女共学化の推進についても、「県立高校将来構想」の中の1つの施策として、平成22年度までに、校舎の改築等に併せて進めることとしており、改築時期を迎えた当該校においても、校舎改築に併せた男女共学化が効率的かつ効果的と考える。

【老朽化に伴う早急な改築の必要性】

- ・ 県立学校については、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら、順次、計画的に施設整備を進めることとしているが、白石高校の現校舎は昭和41年7月に、白石女子高校の現校舎は昭和39年3月に建築された建物であり老朽化が著しく、耐震診断でも、要補強の結果となっていることから、できるだけ早急な改築が必要である。

4. 事業手法が適当であるかどうか。(第4号関係)

【PFI事業手法の検討】

- ・ 県では、初期建設費用が10億円以上の事業については、PFI事業導入の検討を行っている。
- ・ 県立高校校舎改築事業については、平成15年度に宮城県第三女子高等学校、平成16年度に宮城県仙台第三高等学校について、PFI事業の可能性を検討したところであるが、PFI事業を導入しても県にとっては財政的なメリットが見いだせないため、従来方式で整備を行うこととしたところである。
- ・ 県のPFI導入方針では、過去に類似事業について検討を行っている場合は、PFI担当課との協議により、導入調整会議に付議しなくとも良いこととされており、今回の事業については、協議の結果、上記と同様の事業内容であることから付議しなくとも良いとの結論となったので、従来方式で整備するものである。

【基本計画の取扱い】

- ・県立学校の改築事業の場合、整備内容がおのずと決まってくる割合が高い事業ということもあり、基本計画はあえて策定せず、基本設計の中で必要な内容を精査する。

5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【予定地選定の理由】

- ・白石高校の敷地は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地であり、また、白石女子高校も包蔵地に隣接する場所であることから、両校の校舎等の増改築による対応では発掘調査等長期間を要し、建築に関する規制も予想されることから、現校舎での実施には問題がある。

《附属資料17：遺跡地図》

- ・統合校の建設予定地である白石高校第2グラウンド及び益岡公園駐車場並びにテニスコートは、JR白石駅から西に約1km、JR白石蔵王駅から西に約2kmに位置し、JR白石駅から徒歩15分、JR白石蔵王駅から徒歩25分、両駅からバスも運行されており、生徒の通学には支障ない。

また、白石市役所や市民会館等のある市の中心部にありながらも、周辺には白石城や益岡公園があり、静かで落ち着いた環境で、緑も多いことから、基本的には、教育環境として問題ない。

- ・現在の両校の学校規模に比し統合後は縮小されるものの、単位制課程の導入や看護科の設備整備という観点から、校舎規模は現在の両校の校舎延面積とほぼ同等程度が必要となり、体育館その他の附帯施設の整備を考慮した場合、建設予定地での実施については対応可能であり支障ない。

現在の学校規模→白石高校12学級(1学年4学級, 2学年4学級, 3学年4学級)

白石女子高校18学級

(普通科: 1学年4学級, 2学年4学級, 3学年5学級)

(看護科: 各学年1学級)

(専攻科: 各学年1学級)

統合校の学校規模(予定)→23学級(※統合後3年間経過した場合の学級数)

(普通科: 各学年6学級)

(看護科: 各学年1学級)

(専攻科: 各学年1学級)

- ・統合校の設置場所に関しては、両校の現校舎が白石城周辺に建っている関係から、文化財保護法による埋蔵文化財調査、都市計画法等に関する建築制限などの観点から設置場所を選定する必要があり、また、交通の利便性、財政負担の面、白石市及び両校の意向等を総合的に勘案した場合、白石高校第2グラウンド及び益岡公園駐車場並びにテニスコートに統合校を建設するのが最良と考える。

【建設予定地の問題点と対応】

- ・事業予定地の騒音等の影響を考慮し、学校施設に適した環境となるよう十分に配慮する必要がある。
- ・事業予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、生徒の交通安全対策について十分に配慮する必要がある。

【両校の跡地利用】

- ・両校の跡地に関しては、再編統合前の学校に入学した生徒が在籍している間は、統合校のグラウンド及び体育館用地として利用することが妥当と考える。また、益岡公園駐車場及びテニスコートは白石市の市有地である。このため、将来的な両校跡地の取扱いについては、校地が分散することによる影響を極力抑制し、統合校の学校活動に支障が生じない校地面積の確保に努めることを基本として、今後、一部校地の売却や交換等の処分も含めた具体的な利活用方策について検討を加える必要がある。

6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

【教育効果の内容】

- ・統合校は、普通科と看護科が併設するため、それぞれに必要な施設が整備されることにより、普通科、看護科それぞれにより高い教育効果が期待できる。
- ・普通科においては、進学重視型の単位制高校として再編されるため、教育環境の改善が図られることにより、単位制の特徴でもある選択科目に対応した少人数編成授業の実施や習熟度別学習による授業の実践など特色ある教育活動を行うことができ、単位制高校として一層の教育効果が期待できる。
- ・全日制課程における単位制高校の導入は、生徒の個に応じた教育を推進できることから、特色ある高校として全国的に増え続けており、中でも進学重視型の単位制高校は、大学進学を意識した選択科目を設定することで、生徒1人1人の多様な進路希望に対応できるシステムとして、東京都立国分寺高校、墨田川高校、新宿高校が先進的に取り入れて実績を上げている。

《附属資料18：東京都立国分寺高校 学校要覧》

7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- ・現有施設及び隣接する公共施設内における校舎等の建替えであり、土地の形状の変更を伴うものでないことから、新たな周辺環境等への影響は少ないものと考えられるが、事業の実施に当たっては宮城県環境保全率先計画(第3期)に則り、環境負荷の低減に配慮した基本計画の実施及び施工を行うこととする。

8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費及び財源に関するリスク】

- ・国の補助制度が廃止となった場合、国庫財源として44百万円を見込んでいるが、それについては、臨時高等学校整備事業債(充当率95%)を充当して対応することができる。なお、現時点では、補助制度の見直しについての具体的な情報は得ていない。
- ・建物の解体費や整地費などは、財政状況も厳しく、解体の時期も未定なので、事業費には含めていないが、いずれ将来的には解体の必要が生じる。

【地震災害に関するリスク】

- ・当該校は、平成16年度に実施した耐震診断の結果、白石高校の1棟を除く全棟が「要補強」とされ、早急な対応が必要であり、事業を早急を実施するとともに、新校舎供用までの間、生徒や教職員の地震安全対策について配慮する必要がある。

《附属資料20》宮城県の県立学校における耐震診断及び耐震補強の状況

9. 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

初期建設費 (再掲)	A	調査費(地質調査費)	19 百万円
		設計費	117 百万円
		建設費	4,321 百万円
		その他(工事管理費等)	59 百万円
		合計	4,516 百万円
		【財源内訳】	
		国庫補助	44 百万円

	<p>起 價 3, 478 百万円 臨時高等学校整備事業債（充当率 95%）</p> <p>一般財源 994 百万円</p> <p>合 計 4, 516 百万円</p>
維持管理費 （再掲）	<p>B</p> <p>40年間の維持管理費の累計 3, 346 百万円 <建設後の施設の利用を平成22年～平成62年の40年間と想定></p> <p>人的経費 440 百万円 修繕・補修関係経費 1, 581 百万円 運営・管理経費 1, 325 百万円</p> <p>合 計 3, 346 百万円</p>
	<p>【財源内訳】</p> <p>起價 1, 467 百万円 一般財源 1, 879 百万円</p> <p>合 計 3, 346 百万円</p>
総事業費 （再掲）	A + B 7, 862 百万円
投入職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18～19年度（校舎等設計等）延べ 90人（2人×2.5日×18月） 教育庁施設整備課職員が関係課室，地方公所職員及び設計事務所との打合せを月に2～3日実施 ・平成20～21年度（校舎等改築） 延べ120人（2人×2.5日×24月） 教育庁施設整備課職員が関係課室，地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3日実施 ・平成22～23年度（グラウンド整備） 延べ 60人（2人×2.5日×12月） 教育庁施設整備課職員が関係課室，地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3日実施

以上のとおり，宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業について県が評価を行った結果，実施することが適切であると判断した。

宮行評委第5号
平成18年6月9日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

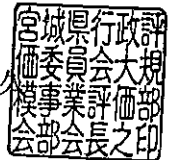
宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 林山 泰久



宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業に係る
大規模事業評価について (答申)

平成18年4月19日付け評価第10号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

なお、現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すよう付言します。

記

- 1 事業予定地の騒音等の影響を考慮し、学校施設に適した環境となるよう十分に配慮すること。（規則第17条第1項第5号関連）

- 2 事業予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、生徒の交通安全対策について十分に配慮すること。（規則第17条第1項第5号関連）

(別 添)

審 議 経 過

平成18年 6月

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

【宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業】 **審議経過** (第1回部会：平成18年4月24日・第2回部会：平成18年5月18日)

第1回部会：委員からの質問・意見	第1回部会：事業担当課の回答		第2回部会		
	第2回部会：事業担当課の追加説明内容・資料	委員からの質問・意見	事業担当課の回答	答申での取扱い	
1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。					
白石高校の統合に伴い、七ヶ宿校は廃止するのか。廃止の場合、地元の意見は聞いたのか。【小山委員】	分校は存続させる。				
看護科も共学になるのか。【林山部会長】	共学になる。				
定時制については存続するのか。【加藤委員】	大河原商業の定時制に統合する予定であり、現在の在學生徒が卒業するまでは存続するが、新たな募集は行わない				
県立高校の改築について、過去に評価を実施した案件も含め、全体計画の中で、今回の事業がどういう位置づけにあるのかわかるような相対表・比較表を示してほしい。【山田委員】	次回、別途資料により説明する。(専門高校の再編など不確定要素が多く、示せる範囲に限界があるが、可能な範囲で示したい。)				
	【附属資料19】県立高等学校改築等比較表				
2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。					
3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。					
4 事業の手法が適切であるかどうか。					
5 事業の実施場所が適切であるかどうか。					
予定地の益岡公園駐車場については、市有地借上げとのことだが、賃貸契約の形になるのか。【加藤委員】 等価交換が成立しない可能性がある場合は、それに伴う用地費コストもリスクとして見込むべきであり、整合性のある調書記載にすべきである。【林山部会長】	当面、市有地借上げにしているが、将来は県有地と市有地の等価交換を考えており、市とはその方向でほぼ協議が整っているものの、交換の時期や内容については未定である。				
予定地内の運動場と校舎の配置は決まっているのか。【加藤委員】	まだ決めていない。今後、基本設計を進める中で、専門家の意見や各種提案をもとに決定していく。	現地を見て感じたが、白石高校第二グラウンド敷地は、騒音(交通騒音とは異質)があり、校舎を建てるには問題があるのではないか。今後の校舎配置の検討にあたって留意する必要があるのではないか。【加藤委員】	隣接するショッピングセンター(セラビ)の換気音等も影響していると思われるが、いずれ周辺環境については改めて調査し、策を講じていきたい。		予定地の騒音等に鑑み、学校施設として適した環境かどうか、十分なアセスメントをすべき旨、答申事項とする。
予定地内を横断する道路は何メートル幅か。交通量が多い道路の場合、歩道や信号、立体処理も含めて安全対策が必要ではないか。【加藤委員】【山田委員】	16メートル幅であり、市役所や市街地へと繋がる交通量が多い道路なので、高架橋の設置等も含めて検討するつもりである。				予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、交通事故の危険性にあらかじめ充分配慮すべき旨、答申事項とする。
国道4号線に比較的近いが、付近の用途地域が指定されておらず、将来的に学校環境として相応しい土地か疑問がある。市の都市計画図を添付してほしい。【山田委員】	国道との間には、コンビニエンスストアが立地するなど、4～50メートル幅の空間がある。 都市計画図は、次回、別途資料として添付する。 白石市有地の部分は、都市公園法の都市公園緑地に指定されている。白石高校第2グラウンドについては、都市計画法上の用途指定区域ではないので、建築制限はない。 【附属資料21】白石市都市計画図	用途指定のない区域だが、容積率は400%で設計するのか。【増田委員】	そこまでの容積率にはしない。		
造成を伴う場合、遊水池(防災調整池)の確保は必要ないのか。【山田委員】	面積が2万平米前後なので、設置の義務はない。				
		開学後も、旧校舎グラウンドを併用することだが、かなり新校地と離れているので、部活動などで夜遅くなったときの生徒の安全面についても考慮すべきである。 【小山委員】	城跡にそって防犯灯が約5メートルおきに設置されているが、なお生徒の安全面については、市と調整しながら進めていきたい。		

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。				
二校の従来の敷地面積に対して、新校舎建設予定地がかなり狭いように思われる。生徒1人当たりの面積を出してほしい。【小山委員】	次回、別途資料により説明する。 【附属資料19】県立高等学校改築等比較表			
7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。				
8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。				
耐震診断の結果を示してほしい。【加藤委員】	次回、別途資料により説明する。 県立高校の耐震化については、教育庁としては最優先の課題と認識しており、財政状況は厳しいが、これまで緊急再生戦略事業などを最大限活用しながら計画的に耐震化に努めている。 しかし、耐震診断結果が「要補強」の建物が、依然237棟あり、二女高の改築を早急に実施するとともに、他の高校についても速やかな耐震化に努めていかなければならないと考えている。 【附属資料20】宮城県の県立学校における耐震診断及び耐震補強の状況	今後、「要補強」の現校舎で4年間も過ごすことになるので、何らかの簡単な補強等はできないのか。【加藤委員】	予算の範囲で順位付けをしながら耐震化を図っており、他に耐震化を必要とする高校もあることから、改築予定のある高校は、改築を機に耐震化を図らざるを得ない。	供用が開始されるまでの自然災害等に対するリスク・マネジメントをより一層徹底すべき旨、答申事項とする。
9 事業の経費が適切であるかどうか。				
建物の解体費や整地費などは、事業費に含まないのか。【山本委員】	財政状況も厳しく、解体の時期も未定なので、事業費には含めていないが、いずれ解体の必要はあり、白石市と協議する必要もあるので、その旨、評価書に記載する。	現地を見たところ、まだ新しい施設がいくつかあったが、それらは、移転後も暫くは使用するのか。【山本委員】	使用できるものについては、移転後も使おうと考えており、新校地とは徒歩5分程度の距離なので、使用にも支障はないと思われる。	
経費データについては、算定基準を明示し、平米当たり、1人当たりなど、相対的比較ができるようにしてほしい。【山田委員】【加藤委員】	次回、別途資料により説明する。 経費算定は、杭工事・昇降機工事・給水管工事・建設工事・外構工事など工事種別ごとに、前年度に実施した同種工事の実績等を基に、土木部において設定した平米当たり単価等により算定している。【附属資料19】県立高等学校改築等相対比較表			
第二女子高の案件同様、調査費の積算内容について示してほしい。【林山部会長】	次回、別途資料により説明する。 調査費の内訳としては、地質調査費（1900万円）を予定している。			

評 価 書

平成18年6月26日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業

2 事業の概要

別添資料1「事業の概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成18年 4月17日 条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成18年 4月19日 宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕に諮問

平成18年 4月24日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成18年 4月19日 条例第9条に基づく県民意見聴取

～ 5月 8日

平成18年 5月18日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第2回開催
（含む現地調査）

平成18年 6月 9日 宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕から答申

平成18年 6月26日 県の自己評価の確定、条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での調査審議、同部会からの答申及び県民意見聴取の結果を踏まえ、この事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳しい内容は別添資料2のとおり）。

なお、宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会からの答申内容についての検討結果は、次のとおりである。

- (1) 中高併設及び男女共学に伴い、将来的にグラウンド利用需要が高まることが予想されることから、開学後は、生徒男女比率も勘案しながら、別途グラウンド用地の確保を十分に検討すること。(規則第17条第1項第5号関連) [答申記1関係]

【県の検討結果】

- 基本設計、実施設計の策定において、グラウンドを最大限確保できるよう配慮するとともに、開校後のグラウンド利用需要を勘案しながら、別途用地の確保等について検討していきたい。

- (2) 周辺が住宅地であることに鑑み、校舎の高さ、配置など、基本計画、実施計画等の策定及び工事施工に当たり周辺環境に最大限配慮すること。(規則第17条第1項第6号関連) [答申記2関係]

【県の検討結果】

- 今年度実施予定の地質調査の結果も踏まえながら、基本設計、実施設計等の策定、校舎等建設において、住宅地という周辺環境に最大限の配慮をしていきたい。

なお、答申前文で付言のあった「現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すこと。」については、仮設校舎へ移るまでの期間、現校舎の維持・保全に万全を期すことはもとより、災害時の発生に備えた避難訓練等について、生徒や教職員の意識を高めながら取り組んでいきたい。

事業の概要

事業の名称	宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校は、平成22年度に、併設型中高一貫教育校として再編し、同時に男女共学化するものであるが、現施設では狭隘であり、また、現校舎は、昭和39年3月から昭和43年1月にかけて建築され、古いものは建築後42年を経過し老朽化が著しいことから、校舎等を改築整備するものである。 なお、新校舎等の建設期間中は宮城県第二総合運動場内宮城県ラグビー場に仮設校舎を整備して対応するものである。 <p>＜対象校の現況＞（H18.4.1現在）</p> <p>所在地：仙台市若林区連坊1-4-1</p> <p>全日制課程 普通科 23学級</p> <p>生徒数921名 1学年-284名（7学級） （女子） 2学年-322名（8学級） 3学年-315名（8学級）</p> <p>職員数74名</p> <p>施設の規模：4階建校舎 8,969㎡ 鉄筋コンクリート造 築41年（耐用年数47年）</p> <p>《附属資料8：現在校配置図》</p> <p>【上位計画との関連】</p> <p>宮城県総合計画第Ⅱ期実施計画（平成15～17年度）</p> <p>分野 3： ふるさと</p> <p>基本方向7： 個人の夢や行動が尊重される社会の実現</p> <p>政策 1： 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進</p> <p>施策 1： 特色ある学校づくり</p> <p>個別事業： 県立学校整備推進事業</p> <p>〃： 中高一貫教育推進事業</p>
事業計画の背景	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年の「魅力ある県立高校づくりの推進について（魅力ある県立高校づくり推進会議）」の第二次報告において、今後の県立学校のあり方について検討され、特色ある学校づくりに関する提言がなされた。 《附属資料1：魅力ある県立高校づくりの推進について（第二次報告）の概要》 ・平成9年3月に策定した「みやぎ新時代教育ビジョン」において、中高一貫・連携教育システム推進事業を新たな学校教育の展開を先導する事業に位置付け、10年以内の実施を目標としている。 《附属資料2：みやぎ新時代教育ビジョン（抜粋）》 ・平成13年3月に策定した「県立高校将来構想」における「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進」では、中高一貫教育及び中高連携教育を推進し県内に複数の中高一貫教育校を設置して学校の選択幅を拡大することや、「男女共学化の推進」の中で、「男女別学校につ

	<p>いては、校舎の改築や学科改編，再編などを機に，対象校ごとに関係者の理解を得ながら，全て男女共学化を推進します。」とあり，これに基づいて県立高校については順次，中高一貫教育校の設置及び共学化を進めているところである。</p> <p>《附属資料3：県立高校将来構想（概要版）》</p> <p>《附属資料4：県立高校将来構想（抜粋）》</p> <ul style="list-style-type: none"> このような状況の中で，当該校は，校舎が仙台市の中心部に位置するという地理的条件や，100年に及ぶ伝統又は県内有数の進学校としての実績を兼ね備えているところから，平成22年度に，男女共学の併設型中高一貫教育校として再編することとなっている。 <p>《附属資料5：県立高校の男女共学化開始時期について（記者発表資料）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化している校舎については，教育環境の整備及び施設の安全管理の必要性から，建築後40年を目処に，各学校の施設実態を踏まえながら，順次，計画的に施設整備を進めているところである。 <p>《附属資料18：県立高等学校改築等相対比較表》</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育環境の改善が図られることにより，中学校，高等学校それぞれの教育の充実や中高一貫教育の特徴である中高連携した教育の実践，又は，習熟度別学習による授業の実践，科目選択制等による少人数編成授業の実施など特色ある教育活動を行うことができ，併設型中高一貫教育校として一層の教育効果が期待できる。
<p>これまでの取組状況</p>	<p>平成 6年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第一次提言）</p> <p>平成 7年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第二次提言）</p> <p>平成 9年 みやぎ新時代教育ビジョン</p> <p>平成13年 県立高校将来構想</p> <p>平成16年 県立高校の後期の再編について</p> <p>平成16年 耐震診断の実施</p>
<p>スケジュール(予定)</p>	<p>【校舎（現敷地）】</p> <p>平成18年度 行政評価委員会（大規模事業評価）</p> <p>平成18年度 基本設計</p> <p>平成19年度 実施設計，</p> <p>平成20年度 校舎等改築工事，既存校舎解体工事</p> <p>平成21年度 校舎等改築工事，外構・グランド整備</p> <p>平成22年度 外構・グランド整備</p> <p>供用開始予定 平成22年4月</p> <p>【仮設校舎（宮城県第二総合運動場内宮城県ラグビー場敷地）】</p> <p>平成18年度 設計，建設</p> <p>平成19年度 建設</p> <p>設置期間 平成20年4月から平成22年3月まで</p>

<p>事業内容</p>		
<p>用地関係</p>	<p>予 定 地</p>	<p><仮設校舎関係> 仙台市太白区根岸町15-1 宮城県第二総合運動場内宮城県ラグビー場内 <現敷地関係></p>

		仙台市若林区連坊1-4-1 《附属資料6：位置図》
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="radio"/> 済 ・ 未 造成面積 m^2 (仮設校舎・改築校舎とも) <input checked="" type="radio"/> 県有地 ・ 民有地買上 ・ 民有地借り上げ
	敷地面積	<仮設校舎関係> 約13,000 m^2 <現敷地関係> 20,109 m^2
	規制の状況	<仮設校舎関係> 規制区域 なし 用途 第二種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% その他 建築基準法第22条指定区域 <現敷地関係> 規制区域 なし 用途 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 300% その他 建築基準法第22条指定区域
建設関係	事業規模	<仮設校舎関係> 延べ床面積 仮設校舎棟 8,300 m^2 構造 鉄骨造 <改築校舎関係> 延べ床面積 校舎 11,492 m^2 屋内運動場 2,596 m^2 構造 鉄筋コンクリート造 整備される主な施設 校舎, 屋内運動場, 柔剣道場, 弓道場, 水泳プール テニスコート

事業費 《附属資料7：施設整備概要》		
初期建設費	A	調査費 (地質調査費、電波障害調査費) 15百万円 設計費 106百万円 建設費 (改築校舎) 3,599百万円 (仮設校舎) 499百万円 その他 (工事管理費等) 90百万円 合計 4,309百万円

	<p>【財源内訳】</p> <p>国庫 307百万円</p> <p>起債 2,964百万円</p> <p>一般財源 1,038百万円</p> <p>合計 4,309百万円</p>
維持管理費 B	<p>40年間の維持管理費の累計 3,266百万円</p> <p><建設後の施設の利用を平成22年～平成61年の40年間と想定></p> <p>人的経費 440百万円</p> <p>修繕・補修関係経費 1,405百万円</p> <p>運営・管理経費 1,421百万円</p> <p>合計 3,266百万円</p> <p>【財源内訳】</p> <p>起債 1,299百万円</p> <p>臨時高等学校整備事業債（充当率95%）</p> <p>一般財源 1,967百万円</p> <p>合計 3,266百万円</p>
総事業費 A+B	7,575 百万円

(参考)

予 算 コ ー ド	10款：教育費 01項：教育総務費 04目：教育指導費
第Ⅱ期実施計画施策体系コード	3-7-1-1

評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価の結果は、次のとおりである。

1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【中高一貫教育校の必要性】

- ・中高一貫教育は、中学・高校の6年間を接続し安定した環境の中で、特色ある教育課程を編成し生徒の個性や創造性を伸ばす教育の一手法として平成11年度から制度化されたものである。中でも併設型は、同一設置者が一体的に運営しながらも高校入学時点で新たな生徒の受入れが可能であるというシステムで、既存の学校において導入しやすく、高校入学時点で入学する生徒との切磋琢磨が図れることから、学校の選択肢の1つとして整備することが必要であり、中学生の通学可能な範囲を考慮すると、県内に複数校の設置が必要と考える。

《附属資料9：「個性を伸ばす6年（中高一貫教育の推進）」》

【当該校を併設型中高一貫教育校にする必要性】

- ・次のような条件を総合的に検討した結果、当該校が県内第2番目の併設型中高一貫教育校に再編することが最良と考える。
 - ①平成17年度に北部地区に設置した古川黎明中学校・高等学校（併設型中高一貫教育校）との地域的なバランスをとること
 - ②財政面の負担を考慮し、既設の高校の再編とすること
 - ③6年間の計画的・継続的な教育指導を展開するために相応しい学級規模であること
 - ④中高一貫教育に相応しい特色ある教育内容の展開が可能であること
 - ⑤中学生の通学に配慮するため、交通の利便性が高い場所に設置すること

《附属資料10：宮二女 学校要覧（抜粋）》

- ・平成22年度に再編される併設型中高一貫教育校（男女共学）として適切な教育環境を整備するために必要な事業である。
- ・県全体としては少子化による生徒数の減少が見込まれるものの、仙台地区（中部北地区、中部南地区）では大幅な生徒減少は生じないものと見込まれ、さらに、当該校の通学上の利便性及び伝統校としての様々な実績、平成22年度からの併設型中高一貫教育校（男女共学）への再編等から判断した場合、今後とも当該校を存続させる必要がある。

《附属資料11：全県中学校卒業（見込）者数の推移（平成13～32年度）》

《附属資料12：中部地区の中学校卒業（見込）者数の推移（平成13～32年度）》

《附属資料13：全日制公立高校の地区別学校規模（平成18年度募集定員）》

《附属資料14：県立高校の通学区域に関する規則》

《附属資料15：県立中学校の通学区域に関する規則》

【必要な学校規模】

- ・必要学校規模（学級数）については、県立高校将来構想で、高校は各学年6学級が適正規模であるとしており、また、中学校の学級数については、中高一貫教育校としての高校と中学のバランスや生徒の発達段階や学習集団、生活集団としての規模を総合的に判断し、各学年2学級が妥当と判断した。

2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

- ・県立学校は、学校教育法第2条に基づき県が設置運営している施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。
- ・構造改革特区の認定により、学校法人以外のNPO及び株式会社による幼稚園及び高等学校設立は可能であるが、教育施策を推進していく中で、特区の申請により民間等を活用する状況にはないことから、県立学校としての整備を図るものである。
- ・学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場であり、全ての県民が対象となり、また、便益も特定の県民に限定されるものではないものと考えている。

3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

【平成22年度開校の妥当性】

- ・98%を超える高校進学率、少子化による生徒数減少、高校生の興味・関心の多様化など、本県の高校教育を取り巻く環境は大きく変化している。このような時代の変化を捉えた魅力と活力ある高校づくりを目指し、本県では平成13年3月に「県立高校将来構想」(平成13年度～平成22年度)を策定している。

《附属資料3：県立高校将来構想(概要版)》

- ・具体的には、中学校卒業生数が、平成22年度まで、今までに例を見ないような急激な減少を続け、平成22年度からは、緩やかな減少へと移行することに伴って、中学校卒業生数がある程度安定的に見込むことができる平成22年度を目途として、「県立高校将来構想」を策定している。

《附属資料16：県立高校将来構想(抜粋)－中学校卒業生数及び高校進学者数の推移(宮城県)》

- ・男女共学化の推進についても、「県立高校将来構想」の中の1つの施策として、平成22年度までに、校舎の改築等に併せて進めることとしており、改築時期を迎えた当該校においても、校舎改築に併せた男女共学化が効率的かつ効果的と考える。

【老朽化に伴う早急な改築の必要性】

- ・県立学校については、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら、順次、計画的に施設整備を進めることとしているが、現在の校舎は昭和39年3月に建築された建物であり、建築後42年が経過し、また、耐震診断でも、要補強の結果となっていることから、できるだけ早急な改築が必要である。

4. 事業手法が適当であるかどうか。(第4号関係)

【PFI事業手法の検討】

- ・県では、初期建設費用が10億円以上の事業については、PFI事業導入の検討を行っている。
- ・県立高校校舎改築事業については、平成15年度に宮城県第三女子高等学校、平成16年度に宮城県仙台第三高等学校について、PFI事業の可能性を検討したところであるが、導入しても県にとっては財政的なメリットが見い出せないため、従来方式で整備を行うこととしたところである。
- ・県のPFI導入方針では、過去に類似事業について検討を行っている場合は、PFI担当課との協議により、導入調整会議に付議しなくとも良いこととされており、今回の事業については、協議の結果、上記と同様の事業内容であることから付議しなくとも良いとの結論となったので、従来方式で整備するものである。

【基本計画の取扱い】

県立学校の改築事業の場合、整備内容がおのずと決まってくる割合が高い事業ということもあり、基本計画はあえて策定せず、基本設計の中で必要な内容を精査する。

5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【現地建替えにする理由と検討経緯】

- ・当該校における中高一貫校への再編に際しては、平成14年以前から、当該校において検討が進められていたもので、改築場所の選定についても、教育庁内において、移転の可能性も含め検討を重ねてきたものである。

具体的には、宮城野原JR跡地を軸に、長町副都心再開発事業地などを含め、移転の可能性について検討した。しかし、宮城野原JR跡地については楽天球団の進出により可能性が消え、また、他の候補地についても現有地の売却収入だけでは賄うことができないという状況であった。

- ・現校舎は、JR仙台駅から南東約1kmに位置する都市の中心部でありながら、車両通行の激しい連坊小路から奥まった住宅街にあるため騒音はなく、周辺に寺が多いこともあって緑も多く、静かで落ち着いた環境にあるため、教育環境として問題なく、また、JR仙台駅から徒歩15分、地下鉄五橋駅から徒歩7分、市バス停留所も至近にあり、交通の利便性にも優れていることから、学校の意向等も考慮し、現地建替えを選択したものである。

【現地建替えの問題点と対応】

- ・併設型中高一貫教育校として中学校、高等学校それぞれに整備しなければならない施設があり、現在の校舎よりも延面積は広がるが、建物の高層化等により現在の敷地内で対応可能であると考える。

しかし、男女共学に伴い、今後、野球・サッカー部等の部活動が予定される場合は、現在の敷地では対応不可能であることから、将来的には、開学後の生徒の男女比率も勘案しながら、別途用地の確保も検討する必要がある。

《附属資料20》建物の高さとグラウンドの広さに関する検討について

6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

【教育効果の内容】

- ・併設型中高一貫教育校への再編に伴って、中学校と高等学校の6年間を通じた系統的なカリキュラム(教科横断的科目の設定、総合的な学習の時間)を編成することができ、特色ある教育を提供できるうえ、中高一貫教育に対応した教育環境の整備が図られることにより、中学校、高等学校それぞれの教育効果の向上や、中高連携した教育の実践において、なお一層の充実が期待できる。
- ・教育環境の改善が図られることにより、各教科においては、習熟度別学習による授業の実践、科目選択制等による少人数編成授業の実施など特色ある教育活動を行うことができ、一層の教育効果が期待できる。
- ・全国各地で国公私立を通じて中高一貫教育校の設置が進められており、平成17年度現在では173校が設置され、様々な特色ある教育により実績を上げている。

《附属資料17：各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況について》

- ・教育効果の観点からは、具体的な教育課程やカリキュラムの検討と併せ、学級編成に関しても検討する。

7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

【校地周辺環境への影響】

・ 現有敷地内の校舎等の建て替えであり、土地の形状の変更を伴うものでないことから、新たな周辺環境等への影響は少ないものと考えるが、高さによっては、周辺に日陰等の影響が出てくることも考えられることから、できるだけ影響が少なくなるよう、事業実施に当たっては宮城県環境保全率先計画(第3期)に則り、周辺環境、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うこととする。

【仮設校舎に係る影響】

・ 仮設校舎に伴う生徒の通学、教職員の通勤への影響については、隣接する仙台南高校の状況から判断して、利便性、安全性に問題はないものと判断される。
 《附属資料21》宮城県第二女子高等学校仮設校舎の概要について

・ 仮設校舎地となる第二総合運動場ラグビー場は、ラグビーやサッカーの競技団体によって使用していることから、県サッカー場や宮城野高校など候補地を代替施設として競技団体と調整に努める。

8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

・ 国の補助制度が廃止となった場合、国庫財源として307百万円を見込んでいるが、それについては、臨時高等学校整備事業債(充当率95%)、義務教育施設整備事業債(充当率75%)を充当して対応することができる。なお、現時点では、補助制度の見直しについての具体的な情報は得ていない。

【地震災害に関するリスク】

・ 当該校は、平成16年度に実施した耐震診断の結果、「要補強」とされ、早急な対応が必要であり、仮設校舎への移転も含め、改築事業を早急に実施する必要がある。(そのためにも、予算の確保と効率的な執行を図って行きたい。)
 《附属資料19》宮城県の県立学校における耐震診断及び耐震補強の状況

9. 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

初期建設費 (再掲)	A	調査費(地質調査費、電波障害調査費)	15 百万円
		設計費	106 百万円
		建設費(改築校舎)	3,599 百万円
		(仮設校舎)	499 百万円
		その他(工事管理費等)	90 百万円
		合計	4,309 百万円
		【財源内訳】	
		国庫補助	307 百万円
		起債	2,964 百万円
		臨時高等学校整備事業債(充当率95%)	
		義務教育施設整備事業債(充当率75%)	

	一般財源	1,038 百万円
	合 計	4,309 百万円
維持管理費 ・(再掲)	B	<p>40年間の維持管理費の累計 3,266 百万円 <建設後の施設の利用を平成22年～平成62年の40年間と想定></p> <p>人的経費 440 百万円 修繕・補修関係経費 1,405 百万円 運営・管理経費 1,421 百万円</p> <p>合 計 3,266 百万円</p>
	【財源内訳】	
	起債	1,299 百万円
	臨時高等学校整備事業債(充当率95%)	
	一般財源	1,967 百万円
	合 計	3,266 百万円
総事業費 (再掲)	A+B	7,575 百万円
投入職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・平成18～19年度(校舎等設計等)延べ90人(2人×2.5日×18月) 教育庁施設整備課職員が関係課室, 地方公所職員及び設計事務所との打合せを月に2～3日実施 ・平成20～21年度(校舎等改築) 延べ120人(2人×2.5日×24月) 教育庁施設整備課職員が関係課室, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3日実施 ・平成22年度(グラウンド整備) 延べ60人(2人×2.5日×12月) 教育庁施設整備課職員が関係課室, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3日実施

以上のとおり、宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業について県が評価を行った結果、実施することが適切であると判断した。

宮行評委第5号
平成18年6月9日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

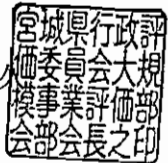
宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 林 山 泰



宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について（答申）

平成18年4月19日付け評価第10号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

なお、現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すよう付言します。

記

- 1 中高併設及び男女共学に伴い、将来的にグラウンド利用需要が高まることが予想されることから、開学後は、生徒男女比率も勘案しながら、別途グラウンド用地の確保を十分に検討すること。(規則第17条第1項第5号関連)
- 2 周辺が住宅地であることに鑑み、校舎の高さ、配置など、基本計画、実施計画等の策定及び工事施工に当たり周辺環境に最大限配慮すること。(規則第17条第1項第7号関連)

(別 添)

審 議 経 過

平成18年 6月

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

【宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業】

審 議 経 過

(第1回部会：平成18年4月24日・第2回部会：平成18年5月18日)

第1回部会：委員からの質問・意見	第1回部会：事業担当課の回答		第2回部会		
	第2回部会：事業担当課の追加説明内容・資料	委員の質問・意見	事業担当課の回答	答申での取扱い	
1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。					
併設中学校の2クラス新設により、この地域の他の中学校のクラス数を減らすなどの調整は行うのか。【木下委員】	県立の中学校として2クラス増になり、県内全域から志望できるようにするので、特に行わない。				
県立高校の改築について、過去に評価を実施した案件も含め、全体計画の中で、今回の事業がどういう位置づけにあるのかがわかるような相対表・比較表を示してほしい。【山田委員】	次回、別途資料により説明する。(専門高校の再編など不確定要素が多く、示せる範囲に限界があるが、可能な範囲で示したい。) 【附属資料18】 県立高等学校改築等相対比較表				
高校の統合や中高一貫等の場合、県市間で学校のあり方や規模等について協議や調整は行っているのか。【浅野副部長】	互いに情報交換をして、すり合わせは行っている。				
中学2学級、高校6学級の1対3という割合の背景・根拠は何か。【浅野副部長】	県立高校将来構想の中で、高校では6学級が適正規模であると判断しており、また、中高一貫教育校としての高校と中学のバランスや生徒の発達段階や学習集団、生活集団としての規模を総合的に判断した結果である。				
仙台一高に近接しているが、共学化に伴い、同高と統廃合する案は検討しなかったのか。【小山委員】	仙台地区の将来の中卒者数からは、両校を統合するまでの必要性はなかった。				
2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。					
3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。					
評価実施と同じ年度に基本計画を策定しなければならないような事業実施を急ぐ事情が何かあるのか。【小山委員】	半年程度前に準備ができれば良かったが、同時審議の白石統合校の案件で、地元と設置場所の調整が難航し、1年以上かかってしまった。				
22年度には中卒者数の減少傾向も安定するということが、共学化の時期決定の根拠のようだが、資料には、25年ぐらいまでは減少傾向が続くという記述もあり、整合性がないのではないか。【浅野副部長】	減少は続くものの、22年あたりから、減少カーブが緩やかになるため、この時期を目標に県立高校将来構想を策定した。				
4 事業の手法が適切であるかどうか。					
PFI導入については、どのような内容の検討をしたのか。【木下委員】【山田委員】【林山部会長】	県のPFI導入方針では、過去に類似事業について検討を行っている場合は、PFI担当課との協議により、調整会議に付議しなくとも良いことになっており、協議の結果、今回の高校建設事業については、付議しなくとも良いとの回答だった。	今後も、高等学校関連の事業は全て、PFIの対象ではないということか。【増田委員】	現在の県の方針としてはそうなっている。		
40数億円の事業を基本計画なしにいきなり基本設計というのは相当無理ではないか。基本計画は、調査費1,500万円の中で行うべきだが、その積算内容について示してほしい。【山田委員】	次回、別途資料により説明する。 調査費の内訳としては、地質調査費(1200万円)、電波障害調査費(300万円)を予定している。 県立学校の改築事業の場合、整備内容がおのずと決まってくる割合が高い事業ということもあり、基本計画はあえて策定せず、基本設計の中で必要な内容を精査しようと考えている。				
5 事業の実施場所が適切であるかどうか。					

<p>中高併設、男女共学により、グラウンド利用需要は高まると思われるが、現在の敷地の中で対応できると考える根拠は何か。他にグラウンドを確保することは考えていないのか【山本委員】【林山部会長】</p> <p>建物の高さを抑えなければならないような場合には、校庭が狭くなるを得ないが、その場合、他の土地を確保することも考えているのか。建物の高さグラウンドの広さに関するシミュレーション表を作成してほしい。【山本委員】</p>	<p>移転についても検討したが、通学の利便性や学校側の意向も踏まえ、最終的には、校舎の高層化等、敷地の有効活用による現校地での建て替えという結論になった。敷地的には非常に厳しい状況だが、工夫をしながら何とかやれると考えている。しかし、野球・サッカー部等が必要な場合は、別途用地を確保する必要がある。開校時までには別用地を確保することは考えていない。</p> <p>次回、別途資料により説明する。</p> <p>【附属資料20】建物の高さグラウンドの広さに関する検討について</p>	<p>女子高はそもそもグラウンド面積が小さく、高層化により現面積より増えるからと言って、十分な広さと言えるのか。【山本委員】</p>	<p>開学時に別用地を確保することは困難なので、将来、生徒の男女比率も勘案しながら、別途用地の確保を検討することになると思われる。</p>	<p>中高併設及び男女共学に伴い、将来的にグラウンド利用需要は高まることが予想されるので、開学後は、生徒男女比率も勘案しながら、別途グラウンド用地の確保を十分に検討すべき旨、答申事項とする。</p>
<p>連坊小路小学校に隣接しており、小学校も少子化で人数が減っているので、同小学校の土地を譲り受けて、小学校を統廃合するという検討は行わなかったのか。あるいは今後検討すべきではないか。【小山委員】</p>	<p>仙台市との協議調整が必要になるが、22年までの共学化というスケジュールに照らし、そこまでの検討は難しい。</p> <p>仙台市において、小・中学校の適正規模について検討が進められており、仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会の中間報告（平成18年2月）では、小学校では12学級（1学年2学級）規模、中学校では9学級（1学年3学級）規模を最低基準としながら、学校規模の適正化を図るため、具体的手法の検討を行っている。</p> <p>連坊小路小学校の学校規模は、16学級（平成17年度）であり、統廃合の対象とはなっていない。</p>			
<p>現地建替えに決定するに際して、他の移転地案の検討経緯についてもっと詳細に記述してほしい。【林山部会長】</p>	<p>具体的には、宮城野原JR跡地を軸に、長町副都心再開発事業地などを含め、移転の可能性について検討した。しかし、宮城野原JR跡地については楽天球団の進出により可能性が消え、また、他の候補地についても現有地の売却収入だけでは賄うことができないという状況であった。</p>			
<p>6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。</p>				
<p>中高一貫教育の趣旨からは、中学校の2クラスは、高校でも同じクラスで教育されないと、効果は出ないのではないか。【加藤委員】</p>	<p>まだそこまでは検討はしていないが、文系・理系の進路の違い等もあって、最後まで同じクラスでというのは困難ではないか。</p> <p>今後、中高一貫教育校の具体的な教育課程やカリキュラムを検討することとなるため、学級編成に関しても、それと併せて検討しなければならないと考えている。</p>			
<p>7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。</p>				
<p>仮設校舎に係る評価（検討内容に関する記述）も必要ではないか。【木下委員】</p>	<p>評価書中、「事業実施に伴う環境への影響が少ないかどうか」の箇所に、仮設校舎の概要とその影響について記述し、合わせて、別途資料（【附属資料21】）を加える。</p>			
<p>仮設校舎用地として使用する県ラグビー場の現利用者には、不満や障害は生じないのか【山田委員】</p>	<p>競技団体と十分協議する必要があり、県の他施設の利用も調整する必要がある。</p> <p>第二総合運動場ラグビー場はラグビーやサッカーの団体によって使用されている状況であり、代替施設を確保しなければならないことから、県サッカー場や宮城野高校など候補地をあげながら、競技団体と調整している状況である。関係団体からは、概ね理解を得ているが、なお代替施設の確保に努めたいと考えている。</p>			
<p>仮設校舎に係る環境影響（生徒・教員・競技団体等）を整理した資料を示してほしい。【林山部会長】</p>	<p>次回、別途資料により説明する。</p> <p>【附属資料21】宮城県第二女子高等学校仮設校舎の概要について</p>			
<p>建物の高層化による周辺環境への影響についてはどのように考えているのか。【林山部会長】</p>	<p>何階建にするかは今後決定するが、20階等の極端な高層化ではないので、環境への大幅な影響はないと考えており、その旨、評価書に記述する。</p> <p>高さによっては、周辺に日陰等の影響が出てくることも考えられるので、できるだけ影響が少ないように設計段階で配慮していきたいと考えている。</p>			<p>周辺が住宅地であることに鑑み、基本計画、実施計画等の策定及び実際の工事施工に当たり、校舎の高さ、配置も含め、周辺環境に最大限配慮すべき旨、答申事項とする。</p>

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。				
少子化やニートの増加等、納税者の将来的減少が予想される中で、事業債を発行した場合の返済計画は大丈夫なのか。【小山委員】	起債の際は、返済計画も含めて策定することとなり、県として責任を持って返済することになっている。			
耐震診断の結果を示してほしい。【加藤委員】	<p>次回、別途資料により説明する。</p> <p>県立高校の耐震化については、教育庁としては最優先の課題と認識しており、財政状況は厳しいが、これまで緊急再生戦略事業などを最大限活用しながら計画的に耐震化に努めてきている。</p> <p>しかし、耐震診断結果が「要補強」の建物が、依然237棟あり、二女高の改築を早急に実施するとともに、他の高校についても速やかな耐震化に努めていかなければならないと考えている。</p> <p>【附属資料19】宮城県の県立学校における耐震診断及び耐震補強の状況</p>	耐震診断はいつ実施したのか。【加藤委員】	平成16年度である。	供用が開始されるまでの自然災害等に対するリスク・マネジメントを徹底すべき旨、答申事項とする。
9 事業の経費が適切であるかどうか。				
経費データについては、算定基準を明示し、平米当たり、1人当たりなど、相対的比較ができるようにしてほしい。【山田委員】【加藤委員】	<p>次回、別途資料により説明する。</p> <p>経費算定は、杭工事・昇降機工事・給水管工事・建設工事・外構工事など工事種別ごとに、前年度に実施した同種工事の実績等を基に、土木部において設定した平米当たり単価等により算定している。</p> <p>なお、単価については公表していないので、以上口頭での説明で了解いただきたい。</p> <p>【附属資料18】県立高等学校改築等相対比較表</p>	設計費の単価についても公表していないのか。【加藤委員】	単価を公表すると、予め発注予定価格がわかってしまい、入札に競争原理が働く余地がなくなる弊害があるので、公表していない。	
中学校の方は、開学後、暫時、人員を増やしていけばよいので、経費を節約できると思われるが、人員配置はどのように計画しているのか。【山本委員】	学年進行に合わせ、教員を配置していくことになるが、中学教員も高校教員同様、人件費は県が負担しており、新たに費用負担が増える訳ではない。			